

## 第 2 章 調 査 票 記 入 要 領

## 1. 調査票の様式

調査票は、港湾調査規則の規定に基づき、甲種港湾と乙種港湾で使用する様式が異なります。

甲種港湾 …… 第1号様式(甲種港湾調査票)を使用する。(※)  
入港する船舶毎に船舶・旅客・貨物について記入する。  
1ヶ月ごとに報告する。

乙種港湾 …… 乙種港湾電子調査票を使用する。  
港全体の船舶・旅客・貨物について記入する。  
1年ごとに報告する。

※オンラインで港湾調査票の提出が行える「サイバーポート(調査・統計)」を用いて報告する場合は、調査票様式や調査票の記入方法等が本しおりに掲載しているものとは異なります。詳しくはサイバーポート(調査・統計)のウェブサイトをご確認いただくか、兵庫県港湾課までお問い合わせください。サイバーポート(調査・統計)の操作マニュアルなど各種資料は下記URLよりご確認ください。  
<https://kanri.cyber-port.mlit.go.jp/surv/document/manual/index.html>



## 乙種港湾電子調査票

要領  
調査票記入

調査年	年分
調査港湾	
報告義務者	
	報告者コード→

### 1. 入港船舶

	隻数	総トン数
外航商船（フェリーは除く）	500総トン以上 5総トン以上500総トン未満	
内航商船（フェリーは除く）	500総トン以上 5総トン以上500総トン未満	
自動車航送船（フェリー）		
漁船		
避難船		
その他		

### 2. 船舶乗降人員

航路	人員（人）
外国航路	乗込
	上陸
内国航路	乗込
	上陸

### 3. 海上出入貨物

#### (1) コンテナ又はシャーシ

	輸出	移出	輸入	移入
40ftコンテナ（個）				
20ftコンテナ（個）				
その他コンテナ（個）				
シャーシ（台）				

#### (2) 貨物の内容

No.	品種コード	貨物形態	輸出 (トン数又は台数)	移出 (トン数又は台数)	輸入 (トン数又は台数)	移入 (トン数又は台数)	品名
	選択or直接入力	選択	直接入力	直接入力	直接入力	直接入力	直接入力
	コード表 または コード検索ツール を参照	1: コンテナ 2: シャーシ 3: その他 4: オンシャーシコンテナ					
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

## 2. 港湾調査の調査票記入要領

### 1. 入港船舶関係

#### (1) 調査対象船舶

積載貨物、乗客の有無にかかわらず総トン数（国内総トン数）5トン以上の入港船舶（調査水域に入った船舶）について調査する。ただし、以下に掲げる船舶については調査対象外とする。

- ①非独航船（例 非独航はしけ（バージ）、非独航工用船舶等）
- ②船舶の資格を有していない船舶（例 新造船、廃船）
- ③人力に依存して運転される小舟（例 端船（たんしゅう）、ろかいで運転する船等）

（注）1. 国内総トン数は、「船舶のトン数の測度に関する法律」第5条に定める「総トン数」をいう。

#### 2. 新造船及び廃船について

- (1) 新造船（港内において建造されたもの）が他力で出港する場合は、貨物（中分類「256 その他輸送機械」）として処理する。自力（船舶としての資格を有し）で出発の場合は、貨物とはいえないため調査対象外とし、また、出港のみなので入港船舶隻数にも計上しない。
- (2) 廃船の目的であっても、自力で入港したものは入港船舶（船舶用途「その他の船舶」）とする。他力で曳航又は上積されて入港した廃船は、入港船舶とせず貨物（中分類「481 金属くず」）として処理する。
- (3) 廃船を曳航してきた船舶は、総トン数が5トン以上であれば調査対象とする。

#### 3. 非独航船について

- (1) 非独航船は、入港船舶の調査対象外であるが、非独航船を曳航又は押航してきた船舶は、総トン数が5トン以上であれば、調査対象とする。
- (2) この場合、隻数は、曳航又は押航してきた船舶のみ計上する。また、総トン数は、曳航又は押航してきた船舶のみの総トン数とする。ただし、プッシャーバージについては、4. による。

#### 4. プッシャーバージについて

- (1) プッシャーバージが入港した場合の隻数は、「一体型プッシャーバージ」でも「一体型以外のプッシャーバージ」であっても、プッシャー（押船）とバージ（台船）を併せて1隻とする。
- (2) 総トン数は、「一体型プッシャーバージ」については、プッシャーとバージの総トン数を併せた総トン数とし、「一体型以外のプッシャーバージ」については、プッシャーのみの総トン数とする。

一体型プッシャーバージ…船舶安全法施行規則第2条第2項第3号ロからチに掲げるバージをいう。

#### (2) 調査時点及び係留状況

調査対象船舶が、調査港湾の調査水域に入り最初の港湾施設（港湾法第2条第6項の認定を受けた港湾施設を含む。）に到着したときを調査時点とする。

係留状況の場所は、港湾EDIバース名とし、係留状況の時間は、調査船舶の着岸時刻及び離岸時刻又は係留時間のいずれかを記入する。

（注）調査対象港湾の調査区域（水域、陸域）から離れたところに施設を設けて係留、荷役などを行う場合も、港湾法第2条第6項の認定を受けた施設であれば調査を行う。（例 シー・バース）

港湾法第2条第6項…前項第1号から第11号までに掲げる施設（水域施設、外郭施設等）で、港湾区域及び臨港地区内にはないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす。

(3) 船名及び総トン数

- ①船名は、船舶検査証等に記載されている船名を記入する。信号符字（コールサイン）を有する船舶の場合、船名の代わりとすることができる。
- ②総トン数は、船舶の国籍に関係なく国内総トン数を記入する。（小数点以下は切り捨てる。）

(4) 航路名及び国籍

① 航路名は、次の表による。

区 分		コード
内航定期		0 1
内航不定期		0 2
外航定期	世界一周	1 1
	北米西岸(メキシコ含む。)	1 2
	北米東岸(カリビア海含む。)	1 3
	北欧・地中海	1 4
	南米西岸	1 5
	南米東岸	1 6
	アフリカ	1 7
	豪州・ニュージーランド・南太平洋	1 8

区 分		コード
外航定期	印パ・ペルシャ・ベンガル	1 9
	東南アジア	2 0
	台湾	2 1
	韓国	2 2
	中国（ホンコン含む）	2 3
	ナホトカ	2 4
外航不定期		3 1
避難		4 1
その他		6 1

②国籍は、よう船側の国籍とする。

(5) 船舶区分及び船舶用途

①船舶区分は、次の表による。

区 分	内 容
商 船	客船（クルーズ船、遊覧船を含む）、貨客船、貨物船（各種専用船、コンテナ船、RORO船を含む。）及び油送船（タンカー）をいう。
自動車航送船（フェリー）	海上運送法による一般旅客定期航路事業の許可を受け又は人の運送をする貨物定期航路事業の届出をし、自動車航送を行う船舶をいう。
漁 船	次のそれぞれに該当する船舶をいう。 (1) もっぱら漁業に従事する船舶 (2) 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの (3) もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶 (4) もっぱら漁場に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの
避 難 船	船種、国籍及び用途を問わず次の理由によって避難した船舶をいう。 (1) 荒天のため出戻った場合 (2) 荒天を避けるため、予定を変更して寄港した場合 (3) 海難事故のため、自力又は他力によって入港した場合 (4) 荒天のため、燃料等を消費してその補給のため入港した場合
そ の 他	上記以外の船舶をいう（曳船・押船、官庁船、軍用船、修理船、工事用船舶等）。

(注) 漁船の登録を受けた船舶であっても、漁獲物以外の物品を運送する場合又は漁場から市場までの運搬以外の漁獲物を運搬する場合は、その船舶は海上運送を行ったものと考え、船舶区分は「商船」とする。また、外国漁船（日本船舶以外の船舶）が漁獲物等を貿易のため調査港湾に運搬した場合も「商船」とする。

②船舶用途は、次の表による。

区 分		コード
商船	客船	T 6 9
	貨客船	T 7 0
	一般貨物船	T 7 1
	油送船	T 7 2
	L P G 船	T 7 3
	L N G 船	T 7 4
	プロダクトオイルタンカー	T 7 8
	内航ケミカル船	2
	外航ケミカル船	4
	その他のタンカー・タンク船	1 2
	穀物船	T 7 9
	材木船	T 8 0
	チップ船	T 8 2
	鋼材船	T 8 3
	砂利・砂・石材船	T 8 4
	セメント船	T 8 5

区 分		コード
商船	石炭船	T 8 6
	鉱石船	T 8 7
	自動車専用船（P C C 船等）	T 8 8
	その他専用船	3
	フルコンテナ船	T 9 0
	セミコンテナ船	8
	R O R O 船	T 9 2
	自動車航送船（フェリー）	T 9 3
漁船		T 9 4
その他	作業船	T 9 5
	パトロール船	T 9 6
	曳船・押船	T 9 7
	訓練船	U 1 4
	軍艦	T 8 9
	その他の船舶	1 1

(注) 1. 同一船舶であっても、入港の都度船舶用途が異なる場合は、その積荷や荷姿等により、都度、船舶用途を判断するものとする。

2. 非独航船が曳航又は押航されて入港した場合、非独航船は入港船舶の調査対象外であることから、船舶用途は、曳航又は押航してきた船舶について区分する。この場合、船舶区分は、「その他」の「曳船・押船」とする。

## 2. 船舶乗降人員関係

### (1) 調査対象人員

船舶（船舶の総トン数に関係なく、すべての船舶が調査対象）により調査港湾に出入した乗降客数について調査する。ただし、以下に掲げる者については調査対象外とする。

- ①同一港内を往来した乗降客
- ②当該船舶の船員及び従業員
- ③自動車航送船（フェリー）の乗降人員のうち、乗船券の対象ではないトラック等・バス・乗用車及びその他車両の乗員、乗客（例 乳児等）

(注) 1. 調査港湾で観光客が乗船し、その調査水域外を遊覧し、再び同一調査港湾で上陸した場合は、その観光客が調査水域外で上陸するか否かにかかわらず、調査人員とする。したがって、観光客1人につき「乗込人員1人」、「上陸人員1人」としてそれぞれ計上する。

2. 外国航路の乗降客数には、通常の出入国客に加えて、一時的な寄港、観光のための通過及び緊急上陸等に伴う乗込人員及び上陸人員も含める。

3. 乗降客数は、乗船券の対象である者を調査対象としていることから、子どもについても乗船券の対象であれば調査対象とし、乗車券の対象ではない者（例えば、無料となる1歳未満の乳児や大人1名につき無料となる1歳以上6歳未満の未就学児等）は調査対象外とする。なお、子どもの乗降人員は、0.5人等とせず、大人と同様に1人として計上する。

### (2) 調査時点

乗降客が乗込又は上陸したときとする。

### 3. 海上出入貨物関係（全般）

#### （1）調査対象貨物

船舶（船舶の総トン数に関係なく、すべての船舶が調査対象）又は「はしけ（バージ）」によって、調査港湾と他の港湾（魚港を含む。）等との間で輸送された貨物について調査する。ただし、以下に掲げる貨物については調査対象外とする。

- ①郵便物、旅客けい帯品（手荷物）及び船舶から排出されるごみ等
- ②港内移動貨物及び港内浚渫土砂
- ③他の港湾又は調査水域外の海上から運搬され、陸揚されず調査水域内の建設現場に投棄される工使用資材
- ④自動車航送船（フェリー）に積載されたトラック等又はその他車両に積込まれていた貨物（例 フェリーに積載されたトラックの荷台に積まれている積荷）

（注）自動車航送船により「シャーシ貨物」を輸送した場合は、調査対象貨物とする。この場合は、「5. 海上出入貨物関係（シャーシ貨物）に準拠する。」

#### （2）調査時点

出入貨物が港湾施設（水面貯木場を含む。）において荷役されたときとする。

#### （3）外国貿易貨物及び内国貿易貨物

調査対象港湾に出入した、外国貿易貨物（輸出・輸入）及び内国貿易貨物（移出・移入）について調査する。

- ①外国貿易貨物（輸出・輸入）とは、調査港湾と外国の港湾との間で直接取引のあった出入貨物のことをいう。
- ②内国貿易貨物（移出・移入）とは、上記の外国貿易貨物以外のものをいう。  
なお、以下に掲げる貨物は内国貿易貨物扱いとする。
  - （ア）国内の他の港湾で積換えて外国の港湾へ輸送されるもの
  - （イ）国内の港湾を経由して（陸揚又は通関手続がされて）外国から輸送されてきたもの
  - （ウ）外航船舶に積込む船舶用品
  - （エ）外航船舶として入港し、内航船舶に資格が変わった場合の積載貨物
  - （オ）外航船舶によって輸送される内国貿易貨物

#### （4）仕向港・仕出港及び最終船卸港・最初船積港

仕向港は、調査貨物を最初に船卸した港湾をいい、仕出港は、調査貨物を最終に船積した港湾をいう。また、最終船卸港は、調査貨物を最終に船卸した港湾をいい、最初船積港は、調査貨物を最初に船積した港湾をいう。

輸出貨物・移出貨物については、「仕向港」及び「最終船卸港」を調査し、輸入貨物・移入貨物については、「仕出港」及び「最初船積港」を調査する。

（注）この調査は、甲種港湾について行う。

#### （5）トランシップ（T/S）

トランシップ（transshipment）とは、船積港から船卸港まで同一船舶で運送されずに、途中港で積み替えされることをいう。すなわち、A国の船積港から積み出された貨物が、B国（日本国）の中継港湾（当該調査港湾）で他船に積み替えられて、C国の船卸港まで運送される場合、この貨物をトランシップ貨物という。

外国貿易貨物（輸出・輸入）について、トランシップによって運送される貨物を調査し、貨物の「数量」及び「個数又は台数」の欄の下段にトランシップ分の数を記入する。

（注）この調査は、甲種港湾について行う。

## (6) 貨物形態

貨物形態に応じて、「コンテナ貨物」、「シャーシ貨物」及び「その他」に分けて調査する。

- (注) 1. 「コンテナ貨物」については、コンテナの中身の物品の数量及びコンテナの個数を何個取り扱ったかを調査する。(詳細は、「4. 海上出入貨物関係 (コンテナ貨物)」参照。)
2. 「シャーシ貨物」については、シャーシに積載した物品の数量及びシャーシの台数を何台取り扱ったかを調査する。(詳細は、「5. 海上出入貨物関係 (シャーシ貨物)」参照。)
3. 「その他」とは、「コンテナ貨物」や「シャーシ貨物」に該当しない貨物をいい、穀物、塩、石炭、鉱石等を粉粒体のまま包装せずに船舶に積み込む、いわゆる「バルク貨物 (ばら積み貨物)」等がこれに該当する。

## (7) 貨物の品種又は車種

「第3章 8. 品名・車種コード」に基づき、「中分類 (82 品目)」で分類する。品種分類が不明な場合は、代わりに品名を記入することができる。自動車航送船 (フェリー) により自動車航送船 (フェリー) により自動車航送された自動車については、「車種区分」を記入する。(詳細は、「6. 自動車航送船 (フェリー)」参照。)

- (注) 自動車航送船 (フェリー) や貨物船で商品としての車両 (新車又は中古車等) を輸送した場合、また、貨物船で回送中の車両等を輸送した場合は、車両自体を貨物と考え、品名は中分類「252 完成自動車」や「253 その他輸送用車両」、「254 二輪自動車」等の中から車両の用途等に応じて該当するものに分類する。

## (8) 貨物の数量

貨物の数量のうちトンは、原則として「フレート・トン」によることとする。すなわち、容積は 1. 133 m<sup>3</sup> (40 立方フィート)、重量は 1,000 キログラムを 1 トンとし、容積と重量のうちいずれか大きい数値をもって計算することとする。(小数点以下は、第 1 位を四捨五入する。)

ただし、商慣習に従っている貨物は、その慣習に従って計算する。

- (注) 1. 商品として運送する車両 (自動車専用船 (PCC 船等) で新車又は中古車を運ぶ場合等) については、**台数ではなく、次の表の換算率で計算したトン数を計上**することとする。
2. 貨物船で回送中の車両等を輸送した場合については、台数ではなく、次の表の換算率で計算したトン数を計上する。
3. バス又は乗用車以外の自動車の車両区分は、トラックやトレーラーといった自動車の形状ではなく「車両長」で判断し、車両長が最も近い車両区分の換算率を用いて計上する。

車種区分		内容 (車両長)	換算率 (フレート・トン/台)
バス	特 大	9 m 以上～	7.5
	大 型	7 m 以上～9 m 未満	5.0
	普 通	5 m 以上～7 m 未満	3.0
	小 型	5 m 未満	2.0
トラック等 (4m 以上 12m 未満の車両)	特 大	9 m 以上～12m 未満	7.0
	大 型	7 m 以上～9 m 未満	5.0
	普 通	5 m 以上～7 m 未満	3.0
	小 型	4 m 以上～5 m 未満	1.0
乗用車	普 通 ・ 小 型	4 m 以上～	1.0
	軽 四 輪	4 m 未満	0.5
その他	軽 ト ラ ッ ク 等	4 m 未満	0.5
	特大特殊車両 (12m 以上)	12m 以上～	11.0
	二 輪 自 動 車	1 台	1
	自 転 車	10 台	1

商慣習による換算率

品 種	換 算 率
油類及びその他の液体（飲料水を含む。ばら積みのものであって容器入りを除く。）	1 m <sup>3</sup> = 1, 000 l = 1 トン
米穀類、セメント、肥料（ばら積み、袋入り）	1, 000 kg = 1 トン
木材類 原木	0. 835 m <sup>3</sup> （3石） = 1 トン
製材	1. 133 m <sup>3</sup> （4石） = 1 トン
漁獲物（ばら積み、魚箱入りとも）	1, 000 kg = 1 トン
容器入りのもの（空のものを含む。）	
ドラム缶	4 本 = 1 トン
石油缶	40 個 = 1 トン
1. 8 l（1 升）入りびん10本箱	20 個 = 1 トン
砂、砂利（重量を実測しない場合）	
砂	6 m <sup>3</sup> （1立方坪） = 10 トン
碎石	6 m <sup>3</sup> （1立方坪） = 9. 6 トン
砂利	6 m <sup>3</sup> （1立方坪） = 13 トン
動物（ばら積みの場合）	
牛馬（大）	1 頭 = 1 トン
（小）	3 頭 = 1 トン
石材	1 m <sup>3</sup> = 2. 7 トン
軽石	1 m <sup>3</sup> = 0. 9 トン

※商慣習の一例を記載したものであるので、これと異なる慣習に従っている場合はそれに従って構わない。

（注）4. LNG並びにLPGのトン数換算

LNG並びにLPGのトン数は、容積トン（1, 000 L = 1 m<sup>3</sup> = 1 トン）により算出

① LNG（液化天然ガス） 容積トン（M/T） = 重量トン（K/T） × 2. 41

② LPG（液化プロパンガス） 容積トン（M/T） = 重量トン（K/T） × 1. 83

（9）その他

- ① 調査対象港湾から工事用資材を船舶に船積みし、調査区域外の海上又は他の港湾の建設現場へ運搬する場合は、仕向港を「海上」とする移出貨物とする。
- ② 調査対象港湾の調査区域外の土砂採取場等（海上）から土砂等を船舶に船積みし、調査港湾へ運搬し陸揚した場合は、仕出港を「海上」とする移入貨物とする。
- ③ 漁獲物は、仕出港を「海上」とする移入貨物とする。
- ④ 船舶用品は仕向港を「海上」とする移出貨物とする。

（注）船舶用品とは、船舶自身が運行上必要とする品物で、船舶運航用の燃料、食料、その他消耗品等である。船舶用品は、各品種に組入れることとする。

（例）燃料としての重油、食料としての水・米・野菜、船舶補修用の木材類及び漁船の場合における貯蔵用の塩・氷、操業用のエサその他消耗品、漁具機械類の補修用材料等  
なお、外航船舶であっても、船舶用品は船内で消費されるため「移出」として扱う。

4. 海上出入貨物関係（コンテナ貨物）

コンテナ貨物については、コンテナ中身の物品の数量及びコンテナ個数を何個取り扱ったかを調査

する。この他については、「3. 海上出入貨物関係（全般）」に準拠する。

(1) 貨物の数量

コンテナに詰められた中身の物品について、別表の品種分類表に基づき「中分類（82 品種）」で分類し、その品種ごとにフレート・トン进行调查する。

(注) コンテナの中身が判別できない場合は、中分類「531 取合せ品」とする。

(2) コンテナ取扱個数

コンテナの「種類」、「種別」及び「長さ」毎にコンテナの取扱個数をそれぞれ調査する。  
コンテナ又は空コンテナの取扱個数は、船名、係留状況（場所）、貨物の内容（区分、仕向港又は仕出港、最終船卸港又は最初船積港）ごとにまとめて記入する。

①コンテナの種類は、次のようにする。

コンテナ …港湾において船卸し又は船積みされる時点の貨物がコンテナに収容されているもの（いわゆる「実入コンテナ」）

空コンテナ…貨物を収容していないコンテナ（例 回送中のコンテナ）

②コンテナの種別は、次のようにする。

ドライ …温度調節を必要としない貨物の輸送に用いる一般コンテナ

リーファー…生鮮食料品等で冷凍又は冷蔵を要する貨物の輸送に用い、冷凍機を内蔵して温度設定可能なコンテナ

その他 …重量物や液体、粒体、粉体等の特殊な貨物の輸送に用いるオープントップコンテナ、タンクコンテナ、バルクコンテナ等

③コンテナの長さは、次のようにする。

(a) 甲種港湾

コンテナの長さ	調査票第1号様式の区分
9フィート未満	8フィート
9フィート以上～11フィート未満	10フィート
11フィート以上～20フィート未満	12フィート
20フィート以上～24フィート未満	20フィート
24フィート以上～35フィート未満	24フィート
35フィート以上～40フィート未満	35フィート
40フィート以上～45フィート未満	40フィート
45フィート以上	45フィート

(b) 乙種港湾

コンテナの長さ	調査票第2号様式の区分
20フィート未満	その他
20フィート以上～40フィート未満	20フィート
40フィート以上	40フィート

(注) 1. 空コンテナを回送する場合は、コンテナ自体を貨物と考えず、コンテナ取扱個数にのみ計上する。

2. 空コンテナ自体が商品の場合は、コンテナ自体を貨物と考え、貨物形態の欄に「3」と記入し、その質量を中分類「521 輸送用容器」としてフレート・トン进行调查する。この際、コンテナ取扱個数には計上しない。

3. コンテナに脚がついており、自立可能な「ステップボディコンテナ」は、シャーシではなく「コンテナ」として計上する。

## 5. 海上出入貨物関係（シャーシ貨物）

「シャーシ貨物」については、シャーシに積載した物品の数量及びシャーシの台数を何台取り扱ったか調査する。この他については、「3. 海上出入貨物関係（全般）」に準拠する。

なお、調査対象となる「シャーシ」とは、「トレーラーヘッド」と切り離されている状態のものをいう。「トレーラーヘッドと切り離されていない状態のもの、又は、一体化し切り離すことのできないトレーラーは、シャーシとして扱わず、自動車として扱う」ものとする。

### （1）貨物の数量

シャーシに積載した物品について、別表の品種分類表に基づき「中分類（82 品種）」で分類し、その品種ごとにフレート・トン进行调查する。

（注）シャーシに積載した物品が判別できない場合は、中分類「531 取合せ品」とする。

### （2）シャーシ取扱台数

シャーシの「種類」に応じて、シャーシの取扱台数を調査する。  
シャーシの取扱台数は、船名、係留状況（場所）、貨物の内容（区分、仕向港又は仕出港、最終船卸港又は最初船積港）ごとにまとめて記入する。

シャーシの種類は、次のようにする。

- シャーシ …港湾において船卸し又は船積みされる時点の貨物がシャーシ（貨物を運ぶための台車）に積載されたもの
- 空シャーシ …貨物を積載していないシャーシ（例 回送中のシャーシ）
- オンシャーシ…シャーシにコンテナを積載したもの

- （注）
1. オンシャーシコンテナの場合は、貨物形態の欄に「1、2」と記入し、コンテナ取扱個数とシャーシ取扱台数をそれぞれ計上する。
  2. 空シャーシを回送する場合及び空シャーシ自体が商品の場合は、シャーシ自体を貨物と考え、「3. 海上出入貨物関係（8）」の表中の車種区分「トラック等」又は「その他」の中から車両長が最も近い形態を選び、その換算率を使用して、フレート・トン計上する。なお、貨物形態の欄には「3」を記入し、品名は中分類「256 その他輸送機械」とする。
  3. 空シャーシを回送する場合はシャーシ取扱台数にも計上するが、空シャーシ自体が商品の場合はシャーシ取扱台数には計上しない。
  4. 回送中の空コンテナがシャーシに積まれている場合は、空コンテナについて取扱個数を計上し（「4. 海上取扱貨物関係（コンテナ貨物）」に準拠）、シャーシについて換算率で計算したトン数及び取扱台数（上記（注）2. 及び3. を参照）を計上する。
  5. 「ヘッドレスウィングシャーシ」と「ヘッドレスオンシャーシコンテナ」は、見た目の形状が似ているため、混同しないよう注意する。ウィングシャーシは、オンシャーシではなく、シャーシとして計上する。

## 6. 自動車航送船（フェリー）

### （1）調査対象船舶

海上運送法による一般旅客定期航路事業の許可を受け、又は人の運送をする貨物定期航路事業の届出をし、自動車航送を行う船舶について調査する。

この他については、「1. 入港船舶関係」に準拠する。

(2) 乗降人員

乗車券の対象である者（自動車を伴わない一般客も含める。）のみを調査対象とし、乗船券の対象ではないトラック等・バス・乗用車及びその他車両の乗員、乗客は調査対象外とする。  
 この他については、「2. 船舶乗降人員関係」に準拠する。

(3) 自動車航送台数

自動車航送船で運送する乗船券を購入したバス、トラック、乗用車等については、仕向港又は仕出港、最終船卸港又は最初船積港ごとに、次の車種区分で台数を調査する。

車種区分			コード	内容（車両長）	＜参考＞換算率 （フレート・トン／台）
バス	特	大	6 1 1	9 m以上～	7 5
	大	型	6 1 2	7 m以上～9 m未満	5 0
	普	通	6 1 3	5 m以上～7 m未満	3 0
	小	型	6 1 4	5 m未満	2 0
トラック等 (4m以上12m 未満の車両)	特	大	6 2 1	9 m以上～12m未満	7 0
	大	型	6 2 2	7 m以上～9 m未満	5 0
	普	通	6 2 3	5 m以上～7 m未満	3 0
	小	型	6 2 4	4 m以上～5 m未満	1 0
乗用車	普 通 ・ 小 型		6 3 1	4 m以上～	1 0
	軽 四 輪		6 3 2	4 m未満	5
その他	軽 ト ラ ッ ク 等		6 4 1	4 m未満	5
	特大特殊車両 (12m以上)		6 4 2	12m以上～	1 1 0

- (注) 1. 「二輪自動車（バイク）」及び「自転車」の台数は、調査対象外とする。  
 2. バス又は乗用車以外の自動車の車種区分は、トラックやトレーラーといった自動車の形状ではなく「車両長」で判断し、車両長が最も近い車種区分で計上する。  
 3. カタピラを有する自動車、ロードローラー等は、「トラック等」又は「その他」の車種区分で、車両長が最も近い車種区分に計上する。

(4) 海上出入貨物

自動車航送船により航送される車両自体が調査対象であり、トラック等又はその他車両に積込まれていた貨物については、調査対象外である。

ただし、車両に積込まれていない一般の貨物又は商品としての車両を輸送した場合は、貨物船が輸送したものとして処理し、外国貿易貨物又は内国貿易貨物に計上する。この場合は、「3. 海上出入貨物関係（全般）」に準拠する。

7. 備考欄

同じ船舶が、同じ区間を反復して運航する場合は、備考欄に入港回数を記入し、係留時間の欄にはその合計の係留時間を、船舶乗降人員、貨物の数量及びコンテナ又はシャーシの個数又は台数の欄はその合計を記入する。